



第153期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月25日(火曜日)午前10時
(受付開始時刻:午前9時)

開催場所 名古屋市公会堂(岡谷鋼機名古屋公会堂)
大ホール
名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号

開催場所が昨年と異なります。詳しくは、
裏表紙の「株主総会会場のご案内」を
ご参照ください。

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

〈目次〉

株主の皆さまへ	01
招集ご通知	02
株主総会参考書類	06
事業報告	17
連結計算書類・計算書類	39
監査報告	43

東邦瓦斯株式会社

証券コード 9533

TOHO GAS REPORT

(証券コード9533)
2024年6月3日名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長 増田 信之

招集ご通知

株 主 各 位

第153期定時株主総会招集ご通知

当社第153期定時株主総会を次ページのとおりに開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主総会にご出席されない場合は株主総会参考書類をご検討のうえ、インターネットまたは議決権行使書の郵送により、2024年6月24日(月曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、以下のウェブサイトでご確認いただけます。

当社ウェブサイト

<https://www.tohogas.co.jp/corporate/ir/ir-event/shareholder/>当社ウェブサイトの「企業情報」－「株主・投資家向け情報(IR)」－
「IRイベント・株主総会」－「株主総会」のページでご確認ください。

東邦ガス 株主総会

検索

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>「銘柄名(会社名)」に「東邦瓦斯」、または 証券「コード」に「9533(半角)」を入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類／PR情報」の順に選択のうえ、
「縦覧書類」「株主総会招集通知／株主総会資料」からご確認ください。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より当社グループの事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずはじめに、当社は、本年3月、家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、公正取引委員会から警告を受けました。また、大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。株主の皆さまに多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、今後、さらに法令遵守に取り組み、再発防止を徹底することで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。



代表取締役社長

増田 信之

さて、2023年度の連結業績につきましては、ガス販売量の減少と販売価格の低下の影響が大きく、減収減益となりましたが、原材料費と売上高の期ずれ差益もあり、一定の利益水準を確保することができました。

当期の期末配当金は、業績等を総合的に勘案し、10円増額して1株につき40円とさせていただきます。本総会でご承認いただいた場合、当期の年間配当金は中間配当金を含めて1株につき70円(前期は60円)となります。

2024年度は、従来の枠組みにとらわれないチャレンジを加速し、持続的な成長に繋げてまいります。株主の皆さまには、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

株主総会開催日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始時刻：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



株主総会にご出席されない場合

以下のいずれかの方法により、事前の議決権行使をお願いいたします。



インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案に対する賛否をご入力ください。



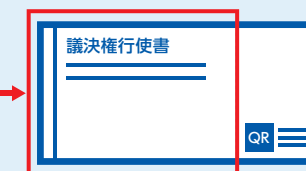
議決権行使書の郵送

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時(必着)

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご郵送ください。

こちらを
切り取って
ご郵送ください。



記

1 日 時 2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始時刻：午前9時)

2 場 所 名古屋市公会堂(岡谷鋼機名古屋公会堂) 大ホール
名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号

※開催場所が昨年と異なります。詳しくは、裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

3 目的事項 報告事項

第153期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4 議決権行使の取り扱い等

(1) 議決権行使の取り扱い

- ①インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使が有効となります。
- ②インターネットと議決権行使書の郵送により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使が有効となります。
- ③ご郵送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご記入がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

(2) 書面交付請求の対象外とする事項

次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、書面交付請求手続きを行っていただいた場合でも、書面交付はいたしません。前ページに記載のウェブサイトでご確認くださいようお願い申し上げます。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

(注1) 会計監査人および監査役は、上記の事項を含んだ連結計算書類および計算書類を監査しております。

(注2) 今回、議決権を有する株主さまに一律に交付している本書面にも、上記の事項は記載しておりません。

以 上

◎電子提供措置事項および本書面に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類（議案および参考事項）

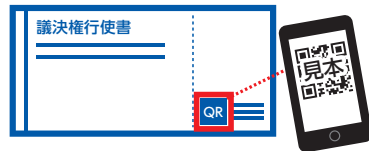
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下のいずれかの方法により、お願いいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



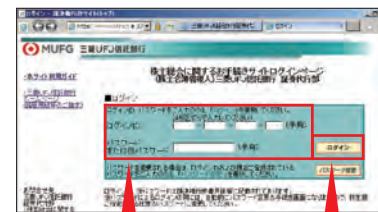
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトURL <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック。



「ログインID・
仮パスワード」を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトをご利用いただく際の接続料金等は、株主さまのご負担となります。

上 記 に 関 す る
お 問 い 合 せ 先

電話 **0120-173-027** (受付時間 9:00～21:00 通話料無料)
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の機関投資家の皆さまは、議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【第1号議案】 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、10円増額して1株につき40円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めて当期の配当金は、1株につき70円となります。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 4,205,638,600円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

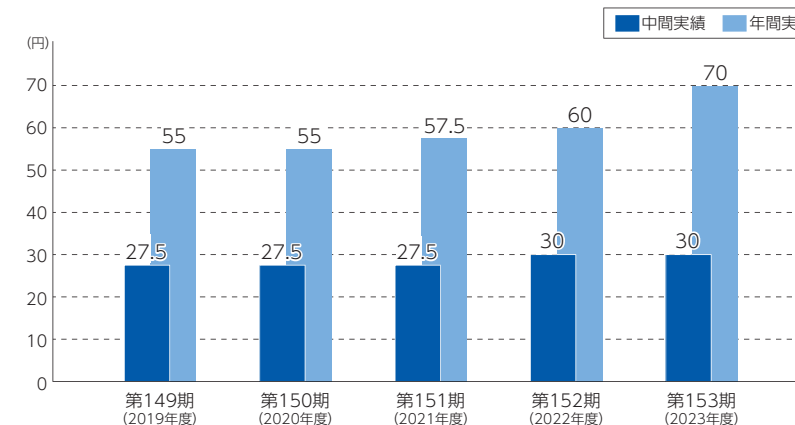
2024年6月26日

(ご参考)

(1) 株主還元の考え方

当社は、安定配当を基本とし、機動的な自己株取得・消却を合わせ、中長期的に連結当期純利益の4～5割を目安として株主還元を実施する方針としており、加えて、自己資本の最適化に向け、当面の期間、追加の株主還元を実施します。

(2) 1株当たり配当金の推移



(3) 自己株式の取得について

2024年3月28日開催の取締役会において機動的な資本政策の遂行のため、取得期間を「2024年4月1日～2024年9月30日」、取得しうる株式の上限数を400万株、株式取得価額の上限額を100億円とする自己株式取得を決議しております。

【第2号議案】取締役9名選任の件

現取締役全員(9名)の任期が、本総会終結の時をもって満了となりますので、取締役9名の選任をお願いたく存じます。候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位および担当	属性
1	再任 とみ なり よし ろう 富 成 義 郎	男性	代表取締役会長	
2	再任 ます だ のぶ ゆき 増 田 信 之	男性	代表取締役社長 社長執行役員	
3	再任 き むら ひで とし 紀 村 英 俊	男性	代表取締役 副社長執行役員 ・ 社長補佐、考査部 内部統制推進部 資材部 電力事業推進部 担当	
4	再任 やま ざき さと し 山 碕 聡 志	男性	取締役 専務執行役員 ・ 財務部 人事部 総務部 担当	
5	再任 かが み しん すけ 鏡 味 伸 輔	男性	取締役 専務執行役員 ・ 営業本部長、用地開発推進部 担当	
6	新任 こ ざわ かつ ひこ 小 澤 勝 彦	男性	常務執行役員 ・ 企画部 カーボンニュートラル開発部 事業開発部 CSR環境部 担当	
7	再任 はま だ みち よ 濱 田 道 代	女性	取締役	独立 社外
8	再任 おお しま たく 大 島 卓	男性	取締役	独立 社外
9	新任 なか にし いさ お 中 西 勇 太	男性		独立 社外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 とみ なり よし ろう 富 成 義 郎 (1956年2月19日生) 再任	1981年 4月 当社入社 2003年 6月 当社生産計画部長 2006年 6月 当社企画部長 2009年 6月 当社執行役員企画部長 2010年 6月 当社執行役員技術開発本部長 2011年 6月 当社常務執行役員 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員 2016年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2021年 6月 当社代表取締役会長(現任)	20,370株

取締役候補者とした理由

当社において、2009年6月の執行役員就任以降、企画部長、技術開発本部長、生産本部長などを歴任し、2016年6月から2021年6月までの5年間社長執行役員、また同年6月から取締役会長として取締役会議長を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	 ます だ のぶ ゆき 増 田 信 之 (1961年9月22日生) 再任	1986年 4月 当社入社 2008年 6月 当社技術部長 2009年10月 当社生産計画部長 2014年 6月 当社供給管理部長 2015年 6月 当社執行役員供給管理部長 2017年 6月 当社執行役員供給本部長 2018年 6月 当社常務執行役員 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員 2020年 6月 当社取締役 専務執行役員 2021年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	12,190株

取締役候補者とした理由

当社において、2015年6月の執行役員就任以降、供給管理部長、供給本部長、R&D・デジタル本部長などを歴任し、2021年6月から社長執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 きむら ひでとし 紀村 英俊 (1960年1月2日生) 再任	1982年 4月 通商産業省入省 2011年 7月 中部経済産業局長 2014年 6月 株式会社日本政策金融公庫専務取締役 2019年 1月 当社入社 2019年 4月 当社調査役 2019年 6月 当社常務執行役員 2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 2022年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員(現任)	10,110株

取締役候補者とした理由

当社において、2019年6月から常務執行役員を務め、現在は副社長執行役員として社長を補佐しており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 やま ざき さとし 山 崎 聡 志 (1963年9月15日生) 再任	1986年 4月 当社入社 2010年 6月 当社西部支社長 2012年 6月 当社財務部長 2016年 6月 当社企画部長 2017年 4月 当社経営企画部長 2017年 6月 当社執行役員経営企画部長 2019年 4月 当社執行役員企画部長 2020年 6月 当社常務執行役員 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 2022年 4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	9,170株

取締役候補者とした理由

当社において、財務部長、企画部長などを歴任し、現在は専務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 かが み しん すけ 鏡 味 伸 輔 (1963年7月8日生) 再任	1988年 4月 当社入社 2009年10月 当社技術部長 2014年 6月 当社生産計画部長 2017年 6月 当社原料部長 2018年 6月 当社執行役員原料部長 2020年 6月 当社執行役員生産本部長 2021年 6月 当社常務執行役員 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 2024年 4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	10,420株

取締役候補者とした理由

当社において、生産本部長、業務用営業本部長などを歴任し、2024年4月から専務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 こ ざわ かつ ひこ 小 澤 勝 彦 (1966年2月16日生) 新任	1989年 4月 当社入社 2016年 6月 当社財務部長 2020年 6月 当社執行役員財務部長 2023年 4月 当社常務執行役員(現任)	5,650株

取締役候補者とした理由

当社において、財務部長などを歴任し、現在は常務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 はま だ みち よ 濱 田 道 代 (1947年11月25日生) 再任 独立役員 社外取締役候補者	1985年 4月 名古屋大学法学部教授 1999年 4月 同大学大学院法学研究科教授 2008年 4月 同大学法科大学院長 2009年 4月 同大学名誉教授(現任) 公正取引委員会委員(2014年3月退任) 2014年 6月 当社監査役 2020年 6月 当社取締役(現任)	3,100株
		[重要な兼職の状況] ・株式会社サンゲツ 社外取締役 ・株式会社アイシン 社外取締役	取締役会への 出席状況
			12／12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員として以外では会社経営に関与されたことはありませんが、会社法学者および公正取引委員会委員としての豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。同氏には、独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただくとともに、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	 おお し ま た く 大 島 卓 (1956年7月14日生) 再任 独立役員 社外取締役候補者	1980年 4月 日本碍子株式会社入社 2007年 6月 同社執行役員 2011年 6月 同社常務執行役員 2014年 6月 同社取締役社長 2021年 4月 同社取締役会長(現任) 2021年 6月 当社取締役(現任)	1,000株
		[重要な兼職の状況] ・東海旅客鉄道株式会社 社外取締役	取締役会への 出席状況
			12／12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。同氏には、独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただくとともに、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 なか に し い さ お 中 西 勇 太 (1970年3月9日生) 新任 独立役員 社外取締役候補者	1992年 4月 トヨタ自動車株式会社入社 2016年 1月 新事業企画部 企画室長 F-ブリッド宮城・大衡有限責任事業組合代表 (2023年4月退任) 2018年 1月 新事業企画部 エネルギー事業室長 2019年11月 新事業企画部 部付 主査 2020年 6月 トヨタグリーンエナジー有限責任事業組合代表 (2022年3月退任) 2021年 1月 新事業企画部長 2022年 4月 事業開発本部長 兼 新事業企画部長(現任)	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社において、新事業企画部長などを歴任し、現在は事業開発本部長を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、今回、選任をお願いするものです。同氏には、独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただくとともに、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただくことを期待しております。

- (注1) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております(契約の内容の概要は事業報告「3 (1)取締役および監査役の氏名等」参照)。各候補者の選任をご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- (注2) 社外取締役候補者 濱田道代氏および大島卓氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、両氏を証券取引所が定める独立役員に指定しております。また、社外取締役候補者 中西勇太氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
- (注3) 濱田道代氏は、当社の取締役に就任してから4年、大島卓氏は、当社の取締役に就任してから3年になります。
- (注4) 会社法第427条第1項の規定により、当社は濱田道代氏および大島卓氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、中西勇太氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏と同様の契約を締結する予定であります。
- (注5) 大島卓氏は、2024年6月に野村ホールディングス株式会社の社外取締役に就任する予定であります。
- (注6) 当社は、2024年3月4日、中部地区における家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から警告を受けました。また、同日、中部地区における大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定されました。なお、当社は、同委員会による立入検査前に違反のある行為を取りやめるとともに、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、課徴金納付命令および排除措置命令は受けておりません。
- 本件事実の発覚前から社外役員として在任している濱田道代氏は、事前にこれらの行為を認識しておりませんでしたが、取締役会等の場で、日頃から法令遵守の徹底に向けた有益な発言・助言をいただいており、また、本件事実の発覚後は、同氏および大島卓氏から、事実関係と原因の究明および再発防止策の策定についての積極的な提言をいただく等、その職責を適切に果たしていただいております。

【第3号議案】 監査役2名選任の件

監査役児玉光裕氏が本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役池田桂子氏の任期が、本総会終結の時をもって満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたく存じます。候補者は次のとおりであります。

監査役候補者竹内英高氏の任期は、定款第36条第2項の規定により、児玉光裕氏の残任期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	属性
1	新任 たけうちひでたか 竹内英高	男性	取締役	
2	再任 いけだけいこ 池田桂子	女性	監査役	独立 社外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 たけうちひでたか 竹内英高 (1962年2月19日生) 新任	1984年 4月 当社入社 2012年 6月 当社東部支社長 2014年 6月 当社リビング営業部長 2016年 6月 当社総務部長 2018年 5月 当社総務部長 東邦ガスリビング株式会社取締役社長 2018年 6月 当社執行役員 東邦ガスリビング株式会社取締役社長 2021年 6月 当社常務執行役員 2023年 4月 当社専務執行役員 2023年 6月 当社取締役 専務執行役員 2024年 4月 当社取締役(現任)	7,020株

監査役候補者とした理由

当社において、財務部門で長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。2018年6月の執行役員就任以降、東邦ガスリビング株式会社取締役社長などを歴任し、現在は当社取締役を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有しており、それらを当社の監査に活かすことができると判断し、今回、監査役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	 いけだけいこ 池田桂子 (1956年8月20日生) 再任 独立役員 社外監査役候補者	1983年 4月 弁護士登録 1986年 8月 池田法律事務所設立 (現 池田総合法律事務所・池田特許事務所) 2000年 7月 弁理士登録 2017年 4月 愛知県弁護士会会長(2018年3月退任) 2018年 4月 中部弁護士会連合会理事長 (2019年3月退任) 2020年 6月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] ・カネ美食品株式会社 社外取締役 ・中部日本放送株式会社 社外取締役 ・日邦産業株式会社 社外取締役	1,200株 取締役会への出席状況 12／12回 監査役会への出席状況 12／12回

社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員として以外では会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、社外監査役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。同氏には、独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただくとともに、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただくことを期待しております。

(注1) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております(契約の内容の概要は事業報告「3(1)取締役および監査役の氏名等」参照)。各候補者の選任をご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。

(注2) 社外監査役候補者 池田桂子氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を証券取引所が定める独立役員に指定しております。

(注3) 池田桂子氏は、当社の監査役に就任してから4年になります。

(注4) 会社法第427条第1項の規定により、当社は池田桂子氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

(注5) 当社は、2024年3月4日、中部地区における家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から警告を受けました。また、同日、中部地区における大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定されました。なお、当社は、同委員会による立入検査前に違反のある行為を取りやめるとともに、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、課徴金納付命令および排除措置命令は受けておりません。

本件事実の発覚前から社外役員として在任している池田桂子氏は、事前にこれらの行為を認識しておりませんでした。が、取締役会等の場で、日頃から法令遵守の徹底に向けた有益な発言・助言をいただいており、また、本件事実の発覚後は、同氏から、事実関係と原因の究明および再発防止策の策定についての積極的な提言をいただく等、その職責を適切に果たしていただいております。

(ご参考)取締役・監査役の構成

第2・3号議案が原案どおり承認された場合、取締役・監査役の構成は以下のとおりとなります。

	人数 (うち女性)	うち社外役員 (うち女性)	
		うち社外役員 (うち女性)	うち独立役員
取 締 役	9名(1名)	3名(1名)	3名
監 査 役	5名(1名)	3名(1名)	3名
合 計	14名(2名)	6名(2名)	6名

(ご参考)取締役・監査役のスキルマトリックス

当社取締役会は、各部門の業務に精通した社内取締役と、様々な業種・業界での経験や高い見識を有する複数の独立社外取締役で構成するとともに、意思決定の機動性を考慮しています。加えて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な取締役・監査役のスキルを確保しています。

第2・3号議案が原案どおり承認された場合、取締役・監査役が有する主な専門性・経験は以下のとおりとなります。

	氏 名	企業経営 事業戦略	財務 会計	法務 リスク マネジメント	人事 労務 人材開発	ESG	営業 マーケティング	技術 技術開発 IT	保安 防災 安定供給	国際性
取 締 役	富 成 義 郎	●				●		●	●	●
	増 田 信 之	●				●	●	●	●	
	紀 村 英 俊	●	●	●		●				●
	山 碕 聡 志	●	●		●		●			●
	鏡 味 伸 輔	●					●	●	●	●
	小 澤 勝 彦	●	●			●	●	●		
	濱 田 道 代			●		●				●
	大 島 卓	●						●		●
	中 西 勇 太					●		●		●
監 査 役	竹 内 英 高	●	●	●	●		●			
	加 藤 博 昭		●	●		●	●			
	神 山 憲 一			●	●	●				
	池 田 桂 子	●		●		●				
	中 村 昭 彦	●	●		●					

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

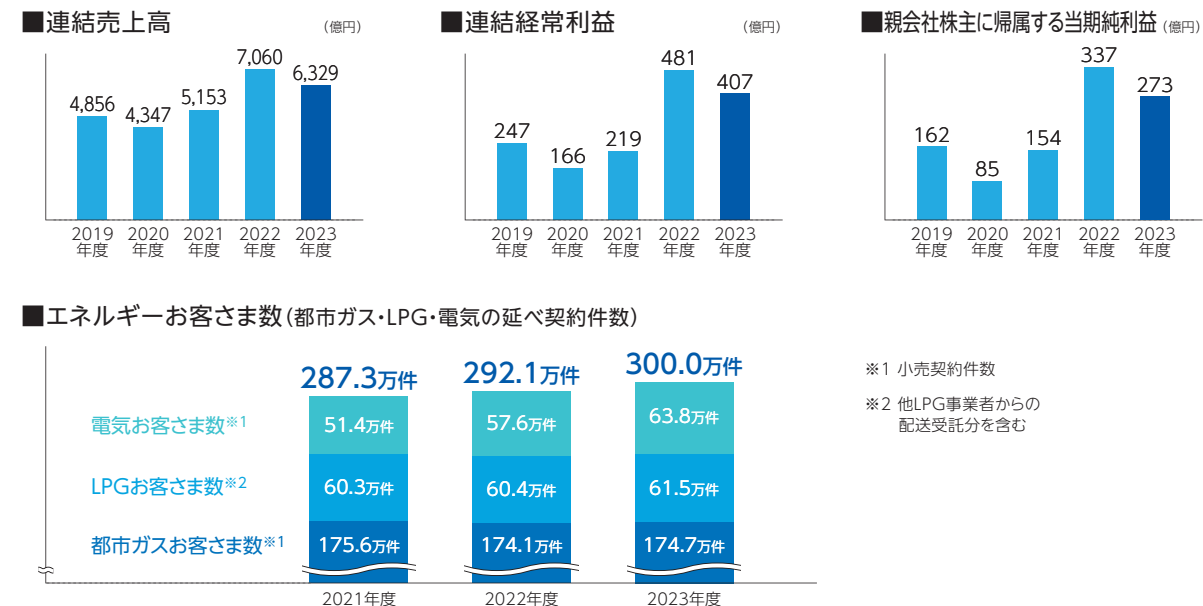
当地域の経済は、人手不足や物価上昇への対応などの課題もありましたが、新型コロナウイルスの行動制限解除や半導体供給不足の緩和により、総じて改善が見られました。

エネルギー需給は、ウクライナや中東情勢など予断を許さない状況が続きました。また、能登半島地震を機に自然災害への対策の重要性が再認識されました。

このような状況のもと、当社グループは、エネルギーの安定供給と安全・安心の確保を果たすとともに、需要開拓を進め、エネルギーお客さま数を300万件まで拡大することができました。加えて、お客さまサービスの推進体制の整備や、カーボンニュートラルを見据えたe-methane(e-メタン)・水素の社会実装の推進などの将来の成長につながる準備を着実に進めました。

2023年度の連結業績につきましては、売上高は、6,329億8千5百万円(前期比10.4%減)、経常利益は、407億9千7百万円(前期比15.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、273億4百万円(前期比19.0%減)となりました。

ガス販売量の減少に加え、原料市況を反映し販売価格が低下したことなどにより、前期に比べて減益となりました。



(2) 事業別の概況

■ 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
ガス	ガスの製造・販売、ガス器具の販売、ガスの託送供給、ガス供給のための配管工事
LPG・その他エネルギー	LPG販売、LPG機器販売、LNG販売、熱供給事業、コークス等の販売
電気	電気の販売
その他	LNG受託加工、不動産の管理・賃貸、プラント・設備の設計施工、総合ユーティリティサービス事業、情報処理、リース、天然ガス等に関する開発・投資

■ 事業別の業績

① ガス事業

- 当期末の都市ガスのお客さま数は174万7千件(前期末比6千件増)となりました。
- 販売量は33億7千万m³(前期比2.4%減)となり、用途別では、家庭用は冬場の気温が高めに推移した影響等により3.5%減、業務用等はお客さま先設備の稼働が前期を下回ったことにより2.2%減となりました。
- ガス事業の売上高は、販売量の減少に加え、スライド単価が低下したことにより4,190億3千4百万円(前期比9.0%減)となりました。

② LPG・その他エネルギー事業

- 当期末のLPGのお客さま数は61万5千件(前期末比1万1千件増)となりましたが、販売量は気温影響などにより46万5千トン(前期比2.1%減)となりました。
- LPG・その他エネルギー事業の売上高は、LPG販売量の減少などにより1,015億5千万円(前期比8.1%減)となりました。

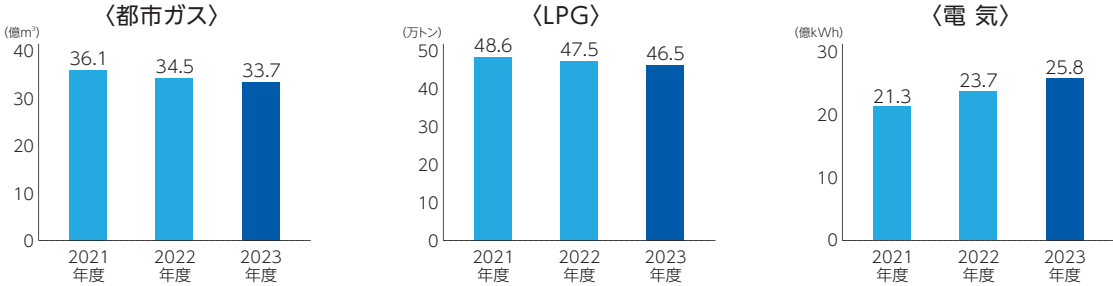
③ 電気事業

- 当期末の電気のお客さま数は、需要開拓により63万8千件(前期末比6万2千件増)となり、販売量はお客さま数の増加に伴い25億7千9百万kWh(前期比8.8%増)となりました。
- 電気事業の売上高は、お客さま数や販売量の増加などのプラス要因があった一方、単価の低下などのマイナス要因が大きく、885億9千7百万円(前期比18.2%減)となりました。

④ その他事業

- その他事業の売上高は543億6千4百万円(前期比0.4%減)となりました。

■販売量



■事業別の売上高

事業	ガス	LPG・ その他エネルギー	電気	その他	調整額	合計
売上高(億円) (前期比(%))	4,190 (△9.0)	1,015 (△8.1)	885 (△18.2)	543 (△0.4)	△305 (-)	6,329 (△10.4)

■従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業	ガス	LPG・ その他エネルギー	電気	その他	合計
従業員数	3,385名	1,292名	159名	1,206名	6,042名

(3)設備投資の状況

当期中の設備投資総額は、368億3百万円となりました。都市ガス導管網の整備や自然災害対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの電源開発やカーボンニュートラル関連の投資を行っています。

なお、当期末の本支管延長は、31,304kmとなりました。

(4)資金調達の状況

当期末の借入金は、前期末に比べて27億4千万円増加しました。また、当期中の社債発行はありませんでした。なお、当期中の社債償還額は100億円です。

(5)主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,833 百万円
株式会社三井住友銀行	6,832
株式会社日本政策投資銀行	3,678
株式会社みずほ銀行	3,380
三井住友信託銀行株式会社	1,520
明治安田生命保険相互会社	1,400
株式会社大垣共立銀行	1,392

(6)財産および損益の状況の推移

区分	第149期 2019年度	第150期 2020年度	第151期 2021年度	第152期 2022年度	第153期(当期) 2023年度
売上高(百万円)	485,623	434,776	515,313	706,073	632,985
経常利益(百万円)	24,763	16,622	21,912	48,171	40,797
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	16,266	8,592	15,459	33,721	27,304
1株当たり当期純利益(円)	153.62	81.37	146.66	320.80	259.71
総資産(百万円)	564,756	601,835	655,593	693,519	734,524
純資産(百万円)	322,768	359,492	382,751	402,502	456,852

(7) 対処すべき課題

「東邦ガスグループビジョン」実現の第一ステップとした現行中期経営計画(2022～2025年度)の達成を確実なものとするべく、2024年度は、カーボンニュートラルへの要請の高まりやお客さまニーズの多様化・高度化、国際情勢の不安定化、防災意識の高まりなど足元の環境変化を踏まえた以下の重点施策を設定し、グループ一丸となって取組みを推進します。また、公正取引委員会からの警告等を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス強化に取り組んでまいります。

【2024年度の重点施策】

①カーボンニュートラル対応の加速

- ・将来の都市ガス原料として期待されるe-メタン^{*}の製造実証を開始し、国内初の都市ガス利用を実現します。国内外のパートナー企業と連携し、2030年までのe-メタン輸入開始を目指した海外での活動も推進します。
^{*}グリーン水素等の非化石エネルギー源を原料として製造する合成メタン
- ・水素サプライチェーンの構築に向け、知多緑浜工場で水素製造を開始するとともに、水素バーナの拡充など需要拡大に向けた取組みを進めます。また、CO₂をコンクリートとして固定化するプロジェクトやCO₂分離回収の技術開発を着実に推進します。
- ・お客さま先のカーボンニュートラル実現を支援する「CN×P事業」の商材拡充や体制強化を進めます(24ページ「TOPICS」ご参照)。
- ・八代(熊本県)、唐津(佐賀県)のバイオマス発電所の運転を開始するとともに、太陽光発電所の開発等を進め、再生可能エネルギー電源を拡大します。

②「東邦ガスくらし」の拡充

- ・「東邦ガスくらしショップ」では、くらしのパートナーとして、エネルギーだけでなく、リフォームや蓄電池など、くらし周りのサービス・商品を充実し、ワンストップで提供します。
- ・お客さま会員サイト「Club TOHOGAS」内のECサイト「東邦ガスくらし創庫」では、安全安心、住まい、食・健康分野のくらしが豊かになるモノ・サービスを幅広くお届けしていきます。

③新規事業の成長

- ・当社グループのアセットを活用した「知多クールサーモン」の陸上養殖の規模拡大や、スタートアップ企業TOWINGと連携した高機能バイオ炭「宙炭(そらたん)」の製造プラント建設など新規事業を強化します。
- ・国内エネルギー事業で培った知見・ノウハウを生かし、海外でもガス販売やLNG関連事業、再生可能エネルギー事業等の拡大を目指します。



▲知多LNG共同基地で2024年3月に運転を開始したe-メタン製造実証設備



愛知・岐阜・三重に約130店舗

▲お客さまの近くで商品・サービスを提供する東邦ガスくらしショップ



▲知多クールサーモンのブランドロゴ

④安定供給の確保と供給基盤の拡大

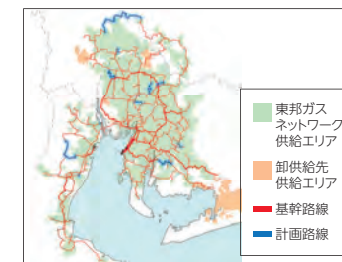
- ・LNG・電力の調達では、エネルギーセキュリティ確保の観点から、調達先を増やすなど様々な方法でリスク分散を行い、安定的な調達に努めます。
- ・岐阜・三重を中心に供給エリアを拡大し、導管網を拡充するとともに、スマートメーターなどの新たな技術を導入しつつ、防災対策や保安対策を推進します。

⑤デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・AIやデータ分析などの先端技術を活用し、ガス管図面の自動作成の実用化や開閉栓・機器修理などの基盤業務の一層の高度化を目指します。
- ・加えて、DXの取組みをさらに加速させ、労働集約型業務の抜本的な改善を進めます。

⑥ダイバーシティ・地域共生の推進

- ・「東邦ガスグループサステナビリティ方針」の下、女性やシニア層の活躍推進や障がい者の活躍機会の創出など、ダイバーシティ推進に取り組めます(24ページ「TOPICS」ご参照)。
- ・2023年度に包括連携協定を締結した名古屋市・幸田町に続き、今後も自治体との連携を強め、地域の課題解決や魅力向上に貢献します。



▲導管網拡充の状況と今後の計画



▲開閉栓件数をAIを用いて予測

【公正取引委員会からの警告等を踏まえたコンプライアンスの強化】

当社は、2024年3月4日、中部地区における家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から警告を受けました。

また、当社は、同日、中部地区における大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定されました。

当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けた取組みを徹底し、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

《主な再発防止策》

- ①企業風土の刷新
- ②競合会社との接触に係る報告・承認制度の新設・施行
- ③独占禁止法に関する社内教育等の拡充
- ④再発防止策の遵守状況の監査および実効性検証

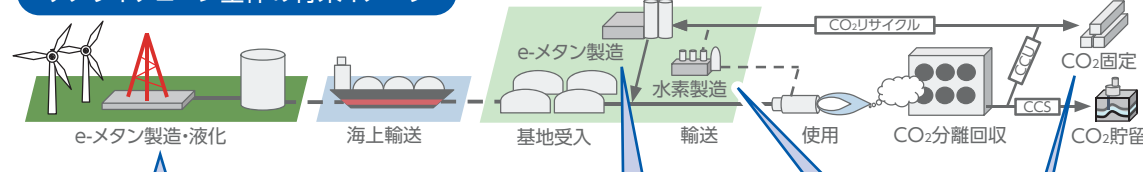
TOPICS

e-メタン等の社会実装を推進

当社は、エネルギーの安定供給の使命を果たす一方で、カーボンニュートラルの実現に向けてe-メタンや水素などのサプライチェーンの構築と早期の社会実装を目指しています。

様々な企業と連携して、2030年までのe-メタン輸入開始を目指した海外での活動を推進するとともに、国内でも製造・利用の実証や、関連するCO₂固定技術の実証に取り組んでいます。

サプライチェーン全体の将来イメージ



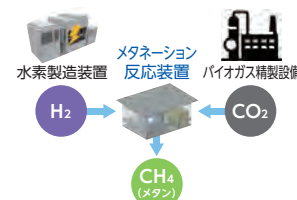
海外でのe-メタン製造

国内外のパートナー企業と連携した案件発掘や検討を進めます。

検討パートナー	地域
東京ガス、大阪ガス、三菱商事、Sempra Infrastructure (米)	北米
Santos (豪)	豪州
豊田通商、Total Energies (仏)	複数地域
Tree Energy Solutions (ベルギー)	複数地域

国内でのe-メタン製造

2024年3月、知多市と連携してメタネーション実証設備を運転開始し、国内初の都市ガス利用を実現しました。



▲メタネーション実証のイメージ

水素サプライチェーン構築

2024年6月、知多緑浜工場で水素製造を開始します。



▲建設中の水素製造設備

CO₂固定

工場等から排出されるCO₂をコンクリートとして固定化するプロジェクト*を株式会社アイシン、大成建設株式会社とともに推進します。

※「あいちカーボンニュートラル戦略会議」の事業化支援対象

TOPICS

CN×P事業を推進

お客さま先のカーボンニュートラル実現を目指すCN×P事業では、入念な現場調査により、実効性の高いロードマップの策定を支援するとともに、お客さまの製品1個あたりの製造CO₂排出量や生産コストをリアルタイムに実測できる「グリーンコネックス」などのCNツールをご提案しています。

2024年4月には、業務用のガス・電気販売などの機能を東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社に集約し、エネルギーとエンジニアリングを一体的に提供する体制を構築しました。製造現場でのコンサルティング業務やCNツールの提案をさらに強化し、先進的かつ実効性の高いソリューションを提供してまいります。



▲グリーンコネックスの導入事例（三井屋工業さま）



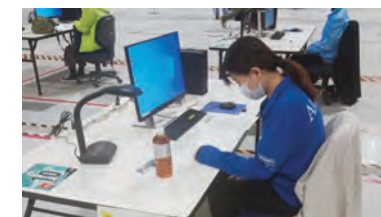
▲お客さま先のカーボンニュートラル実現への貢献をPRする当社の企業CM

TOPICS

障がい者の活躍機会を創出

当社グループで障がい者雇用に取り組む特例子会社の東邦フラワー株式会社は、チラシやダイレクトメールの印刷、封入・封かん、書類や図面の電子化などのオフィスサポート業務を展開しています。

2023年11月には、日頃の業務で培った技能を競う大会「全国アビリンピック」に社員が出場し、銀賞を受賞。また、2024年1月には、法人のお客さま向けの靴磨き事業に参入するなど、社員の活躍機会を広げています。



▲競技に取り組む東邦フラワー社員



▲専門店で学んだ靴磨きの技術

(8) 主要な事業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所および工場

事業所・工場名	所在地
本社	名古屋市熱田区
東京支社	東京都中央区
技術研究所	愛知県東海市
一宮事業所	愛知県一宮市
岡崎事業所	愛知県岡崎市
岐阜事業所	岐阜県岐阜市
津事業所	三重県津市
知多製造部	愛知県知多市
四日市工場	三重県四日市市

② 重要な子会社の本社所在地

会社名	所在地
東邦ガスネットワーク株式会社	名古屋市熱田区
東邦不動産株式会社	名古屋市熱田区
東邦液化ガス株式会社	名古屋市熱田区
水島瓦斯株式会社	岡山県倉敷市
東邦ガスエンジニアリング株式会社	名古屋市昭和区
東邦ガスライフソリューションズ株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガス情報システム株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガス・カスタマーサービス株式会社	愛知県東海市
東邦総合サービス株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガステクノ株式会社	名古屋市中区
東邦ガスセイフティライフ株式会社	名古屋市昭和区
東邦ガスコミュニケーションズ株式会社	名古屋市熱田区
Toho Gas Australia Pty Ltd	オーストラリア

(9) 重要な企業再編等

当社は、2023年10月1日付で、当社の家庭用ガス・電気販売などの機能を、当社子会社である東邦ガスライフソリューションズ株式会社(旧社名 東邦ガスリビング株式会社)に、当社の営業をサポートするコールセンターや料金事務などの機能を、新たに設立した当社子会社の東邦ガスコミュニケーションズ株式会社に、それぞれ集約しました。

なお、2024年4月1日付で、当社の業務用ガス・電気販売などの機能を、当社子会社である東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社(旧社名 東邦ガスエンジニアリング株式会社)に集約しました。

(10) 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

会社名	資本金 百万円	出資比率 (間接所有を含む) %	主要な事業内容
東邦ガスネットワーク株式会社	3,000	100	一般ガス導管事業、ガス工事等
東邦不動産株式会社 (注2)	821	100	不動産の管理・賃貸、スポーツ施設等の経営
東邦液化ガス株式会社	480	100	LPG事業、コークス等の販売
水島瓦斯株式会社	225	100	岡山県倉敷市におけるガス事業、LPG事業
東邦ガスエンジニアリング株式会社 (注3)	100	100	各種プラント・設備の設計・施工およびメンテナンス、総合ユーティリティサービス
東邦ガスライフソリューションズ株式会社	85	100	家庭用お客さま向けのガス・電気販売、ガス・住宅設備機器販売、リフォーム、くらし関連商品・サービスの販売
東邦ガス情報システム株式会社	80	100	システム開発・管理、情報処理サービス
東邦ガス・カスタマーサービス株式会社	50	100	ガス事業における検針・集金業務の受託
東邦総合サービス株式会社	48	100	自動車の販売・リース・整備、設備機器のリース、保険代理店業、旅行業
東邦ガステクノ株式会社	45	100	ガス工事および舗装工事の設計・施工、各種機器等の販売・施工
東邦ガスセイフティライフ株式会社	40	100	ガス設備保安管理の受託、東邦ガス指定店東邦ガスくらしショッップの経営
東邦ガスコミュニケーションズ株式会社	10	100	コールセンター業務、ガス・電気・サービス料金事務、開閉栓・修理・保安推進
Toho Gas Australia Pty Ltd	百万豪ドル 192	100	オーストラリアにおける天然ガス等に関する開発・投資等

(注1) 上記の重要な子会社13社を含む連結子会社は25社です(2024年3月31日現在)。
(注2) 東邦不動産株式会社は、2024年4月1日付で、東邦ガス不動産開発株式会社に社名を変更しました。
(注3) 東邦ガスエンジニアリング株式会社は、2024年4月1日付で、東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社に社名を変更しました。

2 当社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 105,256,285株
(自己株式115,320株を含む。)
- (3) 株主数 27,978名
(前期末比802名減少)

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,456 ^{千株}	11.84 [%]
日本生命保険相互会社	5,506	5.23
株式会社三井住友銀行	3,304	3.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,206	3.05
株式会社三菱UFJ銀行	2,872	2.73
桜和投資会	2,253	2.14
野村 絢	2,167	2.06
第一生命保険株式会社	1,885	1.79
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.75
東邦ガス共栄持株会	1,573	1.49

(注)持株比率は、自己株式(115,320株)を控除して計算しています。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	10,250株	6名

(注)当社は、取締役(社外取締役を除く)に対して非金銭報酬として譲渡制限付株式を割り当てています。当該譲渡制限付株式報酬の内容の概要等は、「3 (2)④当期に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

①当期首における自己株式数	普通株式	135,913株
②自己株式の取得	普通株式	3,717株
	取得価額の総額	9百万円
③自己株式の処分	普通株式	24,310株
	処分価額の総額	60百万円
④当期末における自己株式数	普通株式	115,320株

3 当社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
富 成 義 郎	代表取締役会長	
増 田 信 之	代表取締役社長 (社長執行役員)	
紀 村 英 俊	代表取締役 (副社長執行役員)	社長補佐、考査部 電力事業推進部 担当
山 碕 聡 志	取締役 (専務執行役員)	事業開発部 財務部 人事部 担当
竹 内 英 高	取締役 (専務執行役員)	内部統制推進部 総務部 広報部 担当
鏡 味 伸 輔	取締役 (常務執行役員)	業務用営業本部長、用地開発推進部 担当
服 部 哲 夫	社外取締役	
濱 田 道 代	社外取締役	名古屋大学 名誉教授、株式会社サンゲツ 社外取締役、 株式会社アイシン 社外取締役
大 島 卓	社外取締役	日本碍子株式会社 取締役会長、 東海旅客鉄道株式会社 社外取締役
児 玉 光 裕	常勤監査役	
加 藤 博 昭	常勤監査役	
神 山 憲 一	社外監査役	
池 田 桂 子	社外監査役	池田総合法律事務所 弁護士、カネ美食品株式会社 社外取締役、 中部日本放送株式会社 社外取締役、日邦産業株式会社 社外取締役
中 村 昭 彦	社外監査役	株式会社三菱UFJ銀行 常任顧問

- (注1) 社外取締役 服部哲夫氏、濱田道代氏および大島卓氏、社外監査役 神山憲一氏、池田桂子氏および中村昭彦氏の6氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、各氏を証券取引所が定める独立役員に指定しています。
- (注2) 株式会社三菱UFJ銀行は、当社の大株主であり、当社との間に金銭借入等の取引があります。これ以外に、社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。
- (注3) 常勤監査役 児玉光裕および加藤博昭は、当社財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注4) 当社は、優秀な人材が会社役員に就任し、過度に委縮することなく適切にリスクテイクし、「攻めの経営」を実現できるよう、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員等ならびに社外派遣役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料については会社が全額を負担しています。
その契約の内容の概要は、被保険者が役員等として遂行する業務に起因し、損害賠償請求等を提起された際に被る損害を補償するものです。ただし、犯罪行為や違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害等は補償の対象外としています。

(2)取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、その役割・責務や当社の業績を踏まえたものとし、従業員の処遇水準、他企業の報酬水準も勘案した適正な報酬額とする。
- ・取締役の報酬は、固定報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)より構成する。支給割合は、固定報酬:業績連動報酬:譲渡制限付株式報酬=6:3:1を目安とする。なお、社外取締役については、固定報酬のみとする。

当該決定方針は、社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会の助言を得たうえで、取締役会の決議により決定しています。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額等に関する株主総会の決議年月日は1992年6月26日、決議内容は、月額33百万円以内(使用人としての職務を有する取締役の使用人分の給与を含まない)であり、当時の員数は22名です。

また、当社の取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年6月28日、決議内容は、上記の報酬枠とは別枠の年額50百万円以内であり、当時の員数(社外取締役を除く)は6名です。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1995年6月29日、決議内容は、月額10百万円以内であり、当時の員数は5名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて取締役会長の冨成義郎が決定しています。その権限の内容は、指名・報酬等に関する委員会の招集、委員会・取締役会への上程、個別の報酬額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、取締役会長が取締役会議長を務めていることから取締役の評価者として適切であると考えられるためです。また、当該権限が適切に行使されるための措置として、取締役会長は社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会の助言を得ており、取締役会は取締役会長が決定した内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	262	146	90	25	8
監査役(社外監査役を除く)	48	48	—	—	2
社外取締役	29	29	—	—	3
社外監査役	29	29	—	—	4

(注1) 取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬を支給しています。業績連動報酬は、中期経営計画にて目標としている項目(ROA等)を算定の基礎とし、前事業年度の達成状況等を報酬額へ反映させています。前事業年度のROAは5.0%です。

(注2) 株主の皆さまとの一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、非金銭報酬等として譲渡制限付株式を割り当てています。当該株式の交付状況は、「2 (5)当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況」に記載のとおりです。なお、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間としています。

(注3) 上記には、2023年6月28日開催の第152期定時株主総会にて退任された取締役2名および監査役1名に対する報酬等の額を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	服 部 哲 夫	12回開催された取締役会に12回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々な助言をいただいています。
取締役	濱 田 道 代	12回開催された取締役会に12回出席し、会社法学者および公正取引委員会委員としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々な助言をいただいています。
取締役	大 島 卓	12回開催された取締役会に12回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々な助言をいただいています。
監査役	神 山 憲 一	12回開催された取締役会に12回、12回開催された監査役会に12回出席し、警察行政機関での豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々な助言をいただいています。
監査役	池 田 桂 子	12回開催された取締役会に12回、12回開催された監査役会に12回出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々な助言をいただいています。
監査役	中 村 昭 彦	2023年6月の就任後に10回開催された取締役会に9回、10回開催された監査役会に8回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいています。また、2回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として2回出席し、様々な助言をいただいています。

(注1) 上記取締役会の開催回数の他、会社法第370条および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(注2) 当社は、2024年3月4日、中部地区における家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から警告を受けました。また、同日、中部地区における大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定されました。なお、当社は、同委員会による立入検査前に違反のある行為を取りやめるとともに、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、課徴金納付命令および排除措置命令は受けておりません。
社外取締役である服部哲夫氏、濱田道代氏および社外監査役である神山憲一氏、池田桂子氏は、本件事実の発覚前は、これらの行為を認識しておりませんでした。取締役会等の場で、日頃から法令遵守の徹底に向けた有益な発言・助言をいただいております。また、本件事実の発覚後は、各氏および社外取締役である大島卓氏、社外監査役である中村昭彦氏から、事実関係と原因の究明および再発防止策の策定についての積極的な提言をいただく等、その職責を適切に果たしていただいております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員各氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しています。

(4) その他当社役員に関する重要な事項

① 指名・報酬等に関する委員会

当社は、役員の指名・報酬等に関し取締役会長が独立社外役員に意見・助言を求めるとともに、その他経営諸課題について、必要に応じて、取締役社長が独立社外役員と認識共有等を行い、助言を求めることを目的として、指名・報酬等に関する委員会を設置しています。同委員会の構成メンバーは、取締役会長(委員長)・取締役社長および独立社外取締役、独立社外監査役であり、独立社外役員が過半数の体制としています。
2023年度は、役員報酬、今後の役員体制等を議題として、計3回開催しました。

② 取締役会の実効性等

当社では、取締役・監査役全員を対象に、取締役会の実効性に関して、「規模・構成」「議事運営」「役割・責務・機能」「情報提供・支援体制」等複数の観点から、アンケート調査と個別ヒアリングを行い、毎年取締役会で評価しています。
調査で寄せられた、情報提供機会の充実などの意見を踏まえ、適切な議論・判断を支援するための情報共有や現場視察の充実に取り組むなどの改善を図っています。今後も継続的に改善を行うことで、更なる実効性の向上に努めてまいります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

60百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

85百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注2) 上記②の金額は上記①の金額を含んでいます。

(注3) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、Toho Gas Australia Pty Ltdは、KPMG Australiaの監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

ガス事業部門別収支計算書に関する業務等を会計監査人へ委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査法人の監査体制や専門性等を勘案し、独立した立場で、適正かつ厳格に監査業務を遂行できる監査法人を会計監査人に選任しており、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、または、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、監査業務に重大な支障を来す場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針です。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制の整備」について、取締役会において決議した内容の概要は次のとおりです。

- ①取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。取締役は、企業倫理行動指針を遵守し、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める。反社会的勢力との関係遮断については、統括部署を定めるなど必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。財務報告に係る内部統制報告制度に関する管理規程を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ②取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、上申書（決裁書）、契約書等を適切に保存および管理する。
- ③リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、当社グループのリスクの把握・評価ならびに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。自然災害・製造供給支障等のリスクについては、災害対策規程を定め、リスクの発生に備えるとともに、発生時には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を行う。
- ④取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議するため、経営会議を設置し、運営する。
- ⑤当社グループのコンプライアンス活動の基本方針を整備するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス行動基準を制定し、従業員への周知・徹底に努めるとともに、教育・啓発活動等を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンス相談窓口を設置し、問題の早期発見・是正に努める。
- ⑥当社取締役会において関係会社の重要事項の承認を行うとともに、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を行う。
- ⑦内部監査部門は、コンプライアンスの状況や関係会社の業務活動の適正等を計画的に監査する。
- ⑧監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。監査役室スタッフは、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
- ⑨監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、上申書（決裁書）、議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。当社グループの取締役、執行役員および従業員は、主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。監査役の職務の執行に必要な費用についてはすみやかに支払う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の決議に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は次のとおりです。

【取締役の職務執行体制】

取締役会規程に基づき、月1回開催される取締役会において、事業計画等の重要事項に関する意思決定を行うとともに、業務報告や決算報告等を通じて取締役および執行役員の業務執行状況を確認している。各部門の重要施策は、経営会議で審議のうえ実行するとともに、定期的な進捗確認により、効率的な計画の推進および管理を行っている。重要会議の議事録等は、文書管理規程に基づき、重要度に応じた保存期間を設定のうえ保存および管理している。また、財務報告に係る内部統制については、当該制度の管理規程に基づき評価を行い、結果を経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。

【リスク管理体制】

リスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を定め、計画的にリスク低減に取り組むとともに、当社グループのリスク管理状況を年1回経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。また、大規模災害を想定した訓練を継続的に実施しており、関係会社および協力会社との連携強化を図っている。

国際情勢の変化に対しては、LNGの調達をはじめとする事業への影響を把握するとともに、行政等と連携し適切な対応策を実施している。

【コンプライアンス体制】

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス活動の進捗確認と課題把握を行い、結果を経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。法令等遵守状況の点検、意識調査、反社会的勢力との関係遮断等の活動に加え、コンプライアンス相談窓口への通報は、すみやかに社長および監査役に報告し、改善措置を実施している。

なお、当社は、2024年3月4日、家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定(以下「独占禁止法第3条」)に違反するおそれがある行為を行っていたものとして、公正取引委員会から警告を受けた。

また、同日、大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったと認定された。なお、当社は、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、課徴金納付命令および排除措置命令は受けていない。

当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、改めて、独占禁止法をはじめとする法令遵守の徹底に取り組む。

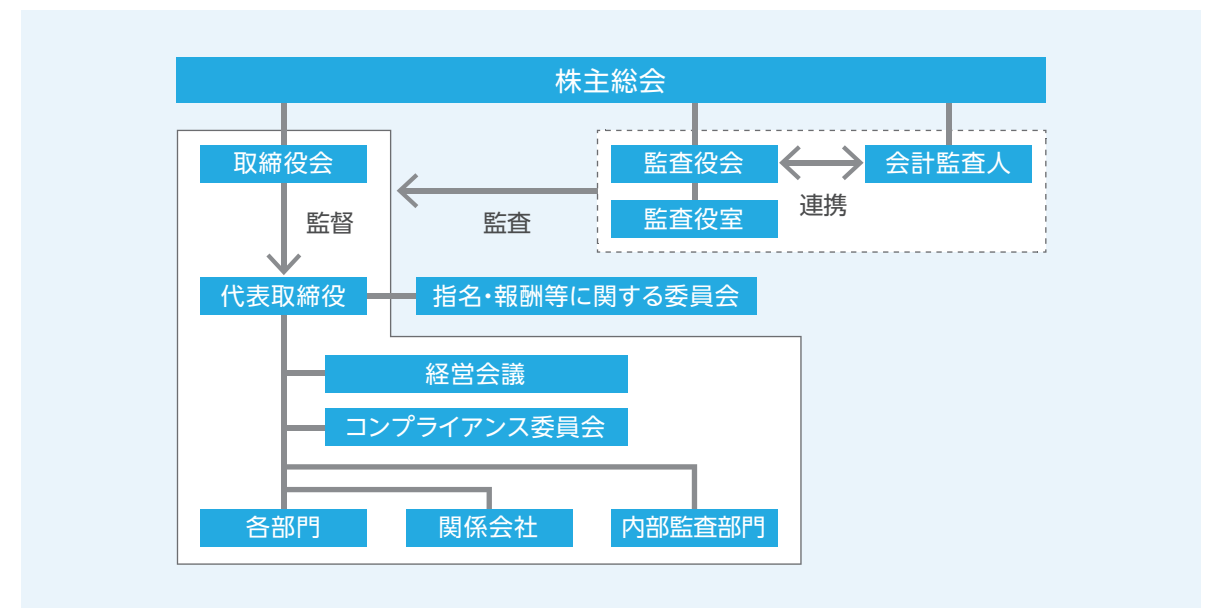
【関係会社の経営管理体制】

関係会社は、各社取締役会規程に基づき、取締役会で重要事項の意思決定および報告を行っている。当社は、関係会社管理規程等に基づき、主要な関係会社から年度計画、決算および業務執行等に関し、定期的に報告を受けている。

【監査体制】

内部監査部門は、監査計画に基づき、当社および関係会社を監査し、結果をすみやかに社長および監査役に報告している。監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な上申書の閲覧、事業所往査等を実施し、月1回開催される監査役会において情報交換を行っている。なお、当社は、監査役の職務執行を補助するため、監査役室に専任スタッフを配置している。

(ご参考)コーポレート・ガバナンス体制図



(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
固定資産	553,957
有形固定資産	297,784
製造設備	57,215
供給設備	146,890
業務設備	30,653
その他の設備	43,507
建設仮勘定	19,517
無形固定資産	14,681
その他	14,681
投資その他の資産	241,491
投資有価証券	166,985
長期貸付金	12,821
退職給付に係る資産	41,263
繰延税金資産	2,431
その他	18,066
貸倒引当金	△77
流動資産	180,567
現金及び預金	29,774
受取手形、売掛金及び契約資産	84,409
リース債権及びリース投資資産	16,688
棚卸資産	30,609
その他	19,868
貸倒引当金	△783
資産合計	734,524

(単位:百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
固定負債	184,626
社債	67,500
長期借入金	60,283
繰延税金負債	13,660
ガスホルダー修繕引当金	898
保安対策引当金	21,665
器具保証引当金	1,789
退職給付に係る負債	6,183
その他	12,644
流動負債	93,045
1年以内に期限到来の固定負債	5,499
支払手形及び買掛金	35,588
短期借入金	2,088
未払法人税等	4,064
その他	45,805
負債合計	277,671
(純資産の部)	
株主資本	357,499
資本金	33,072
資本剰余金	8,387
利益剰余金	316,407
自己株式	△367
その他の包括利益累計額	99,352
その他有価証券評価差額金	65,966
繰延ヘッジ損益	2,889
為替換算調整勘定	10,960
退職給付に係る調整累計額	19,535
純資産合計	456,852
負債純資産合計	734,524

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	632,985
売上原価	461,449
(売上総利益)	(171,535)
供給販売費及び一般管理費	137,938
(営業利益)	(33,597)
営業外収益	8,636
受取利息	971
受取配当金	2,640
受取賃貸料	699
貸付金評価益	904
雑収入	3,419
営業外費用	1,435
支払利息	842
雑支出	592
(経常利益)	(40,797)
特別利益	3,927
固定資産売却益	2,328
投資有価証券売却益	1,598
特別損失	4,573
減損損失	4,573
(税金等調整前当期純利益)	(40,151)
法人税、住民税及び事業税	9,898
過年度法人税等	2,018
法人税等調整額	930
当期純利益	27,304
親会社株主に帰属する当期純利益	27,304

連結キャッシュ・フロー計算書(要旨) (ご参考)

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,376
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,078
フリー・キャッシュ・フロー	5,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,243
現金及び現金同等物の換算差額	552
現金及び現金同等物の増減額	△8,393
現金及び現金同等物の期首残高	33,825
現金及び現金同等物の期末残高	25,431

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
固定資産	443,548
有形固定資産	91,974
製造設備	57,181
業務設備	30,719
附帯事業設備	2,701
建設仮勘定	1,372
無形固定資産	5,005
特許権	2
借地権	529
その他無形固定資産	4,473
投資その他の資産	346,568
投資有価証券	112,733
関係会社投資	129,480
長期貸付金	130
関係会社長期貸付金	87,903
長期前払費用	56
前払年金費用	12,464
その他投資	3,803
貸倒引当金	△5
流動資産	131,414
現金及び預金	18,482
受取手形	1,581
売掛金	54,940
関係会社売掛金	2,873
未収入金	7,431
製品	34
原料	20,120
貯蔵品	1,538
前払金	81
前払費用	247
関係会社短期債権	18,058
その他流動資産	6,583
貸倒引当金	△560
資産合計	574,962

(単位:百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
固定負債	133,614
社債	67,500
長期借入金	51,120
関係会社長期債務	168
繰延税金負債	7,154
ガスホルダー修繕引当金	49
保安対策引当金	521
器具保証引当金	1,731
資産除去債務	1,010
その他固定負債	4,359
流動負債	75,851
1年以内に期限到来の固定負債	4,009
買掛金	21,294
未払金	2,522
未払費用	10,633
未払法人税等	1,024
前受金	270
預り金	848
関係会社短期債務	28,021
その他流動負債	7,228
負債合計	209,465
(純資産の部)	
株主資本	300,442
資本金	33,072
資本金	33,072
資本剰余金	8,027
資本準備金	8,027
利益剰余金	259,710
利益準備金	8,779
その他利益剰余金	250,930
固定資産圧縮積立金	168
海外投資等損失準備金	1,380
原価変動調整積立金	23,000
別途積立金	52,703
繰越利益剰余金	173,678
自己株式	△367
自己株式	△367
評価・換算差額等	65,054
その他有価証券評価差額金	63,466
その他有価証券評価差額金	63,466
繰延ヘッジ損益	1,587
繰延ヘッジ損益	1,587
純資産合計	365,497
負債純資産合計	574,962

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額
(費用)	
売上原価	238,717
期首たな卸高	52
当期製品製造原価	239,348
当期製品仕入高	332
当期製品自家使用高	981
期末たな卸高	34
(売上総利益)	(122,021)
供給販売費	84,240
一般管理費	13,051
(事業利益)	(24,729)
営業雑費用	28,571
その他営業雑費用	28,571
附帯事業費用	109,878
(営業利益)	(22,828)
営業外費用	986
支払利息	237
社債利息	395
雑支出	353
(経常利益)	(33,327)
特別損失	4,573
減損損失	4,573
(税引前当期純利益)	(32,717)
法人税等	6,468
過年度法人税等	1,771
法人税等調整額	706
当期純利益	23,771
合計	512,738

(単位:百万円)

科 目	金 額
(収益)	
ガス事業売上高	360,739
ガス売上	360,739
営業雑収益	32,383
その他営業雑収益	32,383
附帯事業収益	104,166
営業外収益	11,485
受取利息	710
有価証券利息	0
受取配当金	2,295
関係会社受取配当金	4,689
受取賃貸料	1,572
雑収入	2,217
特別利益	3,963
固定資産売却益	2,366
投資有価証券売却益	1,597
合計	512,738

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

東邦瓦斯株式会社
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 家 徳 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 原 正 英
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

東邦瓦斯株式会社
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 家 徳 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 原 正 英
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に関する件につきましては、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みの実施状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

東邦瓦斯株式会社 監査役会

- 監査役(常勤) 児 玉 光 裕 ㊞
- 監査役(常勤) 加 藤 博 昭 ㊞
- 監査役(社外) 神 山 憲 一 ㊞
- 監査役(社外) 池 田 桂 子 ㊞
- 監査役(社外) 中 村 昭 彦 ㊞

以 上

株主さまへのご案内

1 株主優待制度の拡充

当社株式の魅力をさらに高め、多くの株主さまに長期的に保有していただくことを目的として、2024年3月31日を基準日とする株主優待から株主優待制度を拡充します。

(注)当社の株主優待制度は、毎年3月31日時点で、1年以上継続して1単元(100株)以上保有していただいている株主さまが対象です。

変更点 1 長期保有による割増率の拡大

当社株式を5年以上継続して保有していただいている株主さまの株主優待ポイントの割増率を、1.5倍から**2倍に拡大**します。

拡充！

保有株式数	株式保有期間		
	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上
長期保有割増率	(基準)	1.5倍	2倍
100株以上200株未満	1,000 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
200株以上300株未満	2,000 ポイント	3,000 ポイント	4,000 ポイント
300株以上400株未満	3,000 ポイント	4,500 ポイント	6,000 ポイント
400株以上500株未満	4,000 ポイント	6,000 ポイント	8,000 ポイント
500株以上	5,000 ポイント	7,500 ポイント	10,000 ポイント

変更点 2 「がすてきポイント」への交換倍率の拡大



株主優待ポイントを当社のガス・電気料金の支払い等に使える「がすてきポイント」に交換いただく際の倍率を1.3倍から**1.5倍に拡大**します。

※がすてきポイントへの交換には、当社のガスまたは電気のご契約があり、会員サイト **Club TOHOGAS** へお客さま情報をご登録いただく必要があります。

2024年3月31日を基準日とする株主優待では、株主さまからお寄せいただいたご意見をもとに、東海のグルメ・逸品などの企画コーナーの商品を充実させるとともに、サービスがよりお使いいただきやすくなるよう、お申込みサイトの改善を図っています。ぜひご利用ください。

詳しくはこちら



2 株主総会資料の電子提供制度のご案内

2022年9月1日の改正会社法施行により株主総会資料の電子提供制度が開始され、株主の皆さまは、会社がウェブサイト上で提供する資料をインターネットを通じてご確認いただくことが基本となっています。

今回の株主総会の資料については、電子提供に加え、議決権を有する株主の皆さまに従前どおりの書面を一律に郵送させていただきましたが、次回株主総会(2025年6月予定)以降、郵送する資料について見直しを行う場合があります。その際には、あらかじめ見直しの内容についてご案内いたします。

〈ご参考〉インターネットのご利用が困難な株主さまのための書面交付請求手続きについて

定時株主総会の基準日である毎年3月31日までに所定の書面によりお手続きを行っていただくことで、今後、当社が郵送する資料の見直しを行う場合も、書面交付請求の対象となる株主総会資料を引き続き書面で受け取っていただくことができます。

電子提供制度に関する
お問い合わせ先
(書面交付請求のお申し出先)

〔株主名簿管理人〕 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電子提供制度専用ダイヤル **0120-696-505**
(受付時間 土・日・祝日を除く平日9:00~17:00)
<https://www.tr.mufig.jp/daikou/denshi.html>



(注)当社株式の保有口座を開設している証券会社を通じたお手続きも可能です。その場合は、証券会社に直接お問い合わせください。

株主メモ

事業年度:4月1日~翌年3月31日

定時株主総会:毎年6月

配当金受領株主確定日:期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日

上場金融商品取引所:東京証券取引所 プライム市場
名古屋証券取引所 プレミア市場

公告方法:電子公告

公告掲載アドレス

https://www.tohogas.co.jp/ir_index/k/

※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載します。

株主名簿管理人および特別口座管理機関:

三菱UFJ信託銀行株式会社

[同連絡先]

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1

☎0120-232-711 (通話料無料)

<https://www.tr.mufig.jp/daikou/>

[同郵送先]

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会会場のご案内

名古屋市公会堂(岡谷鋼機名古屋公会堂) 大ホール

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号



開催場所が昨年と異なりますので
ご注意ください。

- 送迎バスの運行、駐車場のご用意はありません。公共交通機関をご利用ください。

公共交通機関のご案内

- 地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車
4番出口より徒歩2分
(注)エレベーターは2番出口付近にあります。
- JR中央本線「鶴舞駅」下車
公園口より徒歩2分
- 市バス「鶴舞公園」下車
徒歩3分

ご留意点(お願い等)

- 株主総会にご出席される場合は、本冊子をご持参ください。
- お土産の配布、役員との懇談会は今回も実施を見送らせていただきます。
- 開催日時・場所その他の大きな変更が生じる場合は、下記のウェブサイトにてお知らせいたします。
<当社ウェブサイト> <https://www.tohogas.co.jp/corporate/ir/ir-event/shareholder/>

